

---

# 佐那河内村

---

## 新次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画

【第3期】

令和7年3月



# 目 次

I. 計画の策定にあたって .....	1
I.1 計画の概要 .....	1
I.2 子ども・子育て支援制度の概要 .....	5
II. 佐那河内村の子どもを取り巻く状況 .....	7
II.1 人口動向等 .....	7
II.2 子どもたちの状況 .....	10
II.3 ニーズ調査結果から .....	12
II.4 ニーズ調査結果等からみえる課題 .....	21
III. 次世代育成支援・子育て支援(施策の基本方向) .....	23
III.1 基本理念 .....	23
III.2 基本視点・基本目標 .....	25
IV. 子どもがのびのび育つ .....	27
IV.1 子どもの健康の確保・増進 .....	27
IV.2 子どもの成長にあった保健活動と思春期保健の推進 .....	28
IV.3 学ぶ環境の充実 .....	30
IV.4 子どもの心の問題や支援が必要な子どもへの対応 .....	31
V. 親が愛情をもって子育てできる .....	34
V.1 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり .....	34
V.2 子育てネットワークづくりと家庭教育の推進 .....	36
V.3 保育サービスの充実 .....	38
V.4 子育ての経済的負担の軽減 .....	41
VI 親子を見守り地域も元気になる .....	43
VI.1 子どもの育ちを応援する温かい地域づくり .....	43
VI.2 子育てと人にやさしい環境の充実 .....	44

## 目 次

VII. 子ども・子育て支援事業の推進（子ども・子育て支援事業計画）.....	45
VII.1 子ども・子育て支援法におけるサービス体系 .....	45
VII.2 教育・保育提供区域の設定 .....	46
VII.3 計画期間の子ども数 .....	46
VII.4 子ども・子育て支援給付 .....	47
VII.5 地域子ども・子育て支援事業 .....	50
VII.6 法改正にともなう新規事業について .....	57
VII.7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	59
VII.8 総合的な施策の推進 .....	60
VIII. 計画の推進 .....	61
VIII.1 計画の推進に向けて .....	61
VIII.2 計画の進行管理・点検 .....	62

---

# I. 計画の策定にあたって

---

## I.1 計画の概要

### (1) 計画策定の背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、急速な少子化の進行や家庭環境の変化を踏まえ、平成15年の「次世代育成支援対策推進法」の制定、平成24年の子ども・子育て支援法を含めた「子ども・子育て関連3法」の制定を通じて、子どもや子育て家庭への支援施策を展開してきました。

これらを受け、本村においては、平成27年3月に「第1期子ども・子育て支援事業計画・新次世代育成支援行動計画」（以下、第1期計画という。）、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画・新次世代育成支援行動計画」（以下、第2期計画という。）を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、少子化の深刻化や子どもが犠牲となる虐待・事件なども後を絶たず、また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中でコミュニケーションのあり方も変化しており、子どもや子育て家庭を取巻く環境は不安定な状況が続いています。

本計画は、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点を継承し、上記の国の動向や社会環境の変化を踏まえ、本村の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として策定します。

## (2)計画策定の目的

子どもは常に社会の希望であり、未来を作る力です。国全体で直面している子どもの減少は本村においても大きな課題であり、本村は幼児教育や保育、子育て支援を充実させ、安心して子どもを生み、育てることのできる社会をめざす必要があります。社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つとして本計画を策定します。

### ① 幼児教育、保育の充実

教育・教育事業に対する村民のニーズに応えつつ、国の政策に呼応した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制を定めると同時に、教育・保育の質の充実を図る体制を確保していきます。

### ② 子育て支援の充実

家庭、学校、地域、職域など社会全体のあらゆる分野の男女がともに、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、それぞれの役割を果たすことにより、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できる子育て環境の整備をさらに進めます。

### ③ 社会的支援を要する子どもの多様な課題への対応

障がい、疾病、虐待、貧困、国外にルーツを持つなど、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

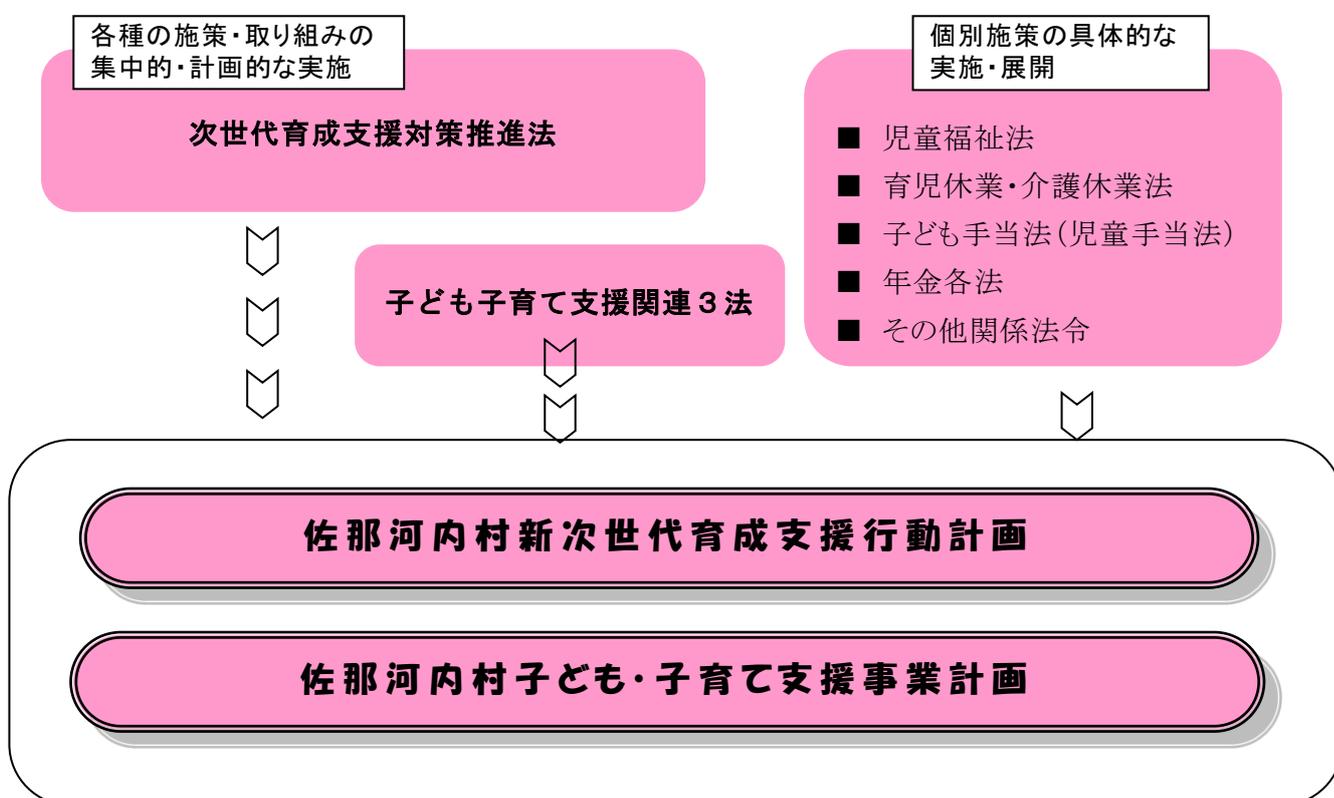
### (3)計画の性格

#### ① 計画の位置づけ

本計画は、本村の子どもと子育て家庭を対象に、村が取り組む次世代育成支援施策と子育て支援施策の目標や方向を示しています。そのため、村の振興計画をはじめ、「佐那河内村地域福祉計画」など各種関連計画との整合性を保ち、県計画（徳島はぐくみプラン）との調和に配慮して策定します。

あわせて、本計画は各家庭、学校、地域、職場などに理解と協力を促進する役割をもち、連携しあいながら推進します。

#### 計画の位置づけ



## ② 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間

令和2年 (2020年度)	令和3年 (2021年度)	令和4年 (2022年度)	令和5年 (2023年度)	令和6年 (2024年度)	令和7年 (2025年度)	令和8年 (2026年度)	令和9年 (2027年度)	令和10年 (2028年度)	令和11年 (2029年度)
【第2期】 新次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画					【第3期】 新次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画				

## ③ 計画の策定・推進

本計画の策定にあたっては、「佐那河内村総合保健福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。当会議は子どもの保護者や学識経験者、保育所事業者等をはじめとする地域の保健福祉に携わる者により構成されています。

また、本計画の基礎資料とするため、児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を実施しました。このニーズ調査は、法定事業の量の見込み算定等の参考にするため、国のモデル調査票を踏まえた項目で実施しています。

ニーズ調査の概要

調査対象	配布数	調査方法	対象者	有効回収※票数 と有効回収率	調査期間
小学校6年生 以下のお子さん のいる世帯	82票	郵送法	全数調査	29票 35.4%	令和6年 7月12日～ 7月29日

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

## I.2 子ども・子育て支援制度の概要

社会的背景や子育ての課題を踏まえ、平成 24 年 8 月、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭を支えるため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることになりました。

子ども・子育て関連 3 法
1 子ども・子育て支援法
2 認定こども園法の一部改正法 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律)
3 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法 (子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

子ども・子育て支援制度のポイント
●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設
●認定こども園制度の改善 ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
●地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)
●基礎自治体(市町村)が実施主体 ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
●社会全体による費用負担 ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
●子ども・子育て会議の設置 ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与(市町村等における設置は努力義務)

第2期計画策定後は、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化や児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進に向けた「改正児童福祉法」が令和4年6月に成立しました。

また、少子化の背景にある経済的な不安定さ、こどもの安全や孤独といった問題の解決のため、幅広いこども政策の総合的な推進に向けた「こども基本法」が令和5年4月に施行され、これに基づく基本的な方針を定めた「こども大綱」が示されました。

こども大綱の基本的な方針
①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

さらに、「こども未来戦略方針」（令和5年12月）における「こども・子育て支援加速化プラン」では、「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしていくことが示されています。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、本村の現状に適した施策を推進・展開していくことが求められています。

## Ⅱ. 佐那河内村の子どもを取り巻く状況

### Ⅱ.1 人口動向等

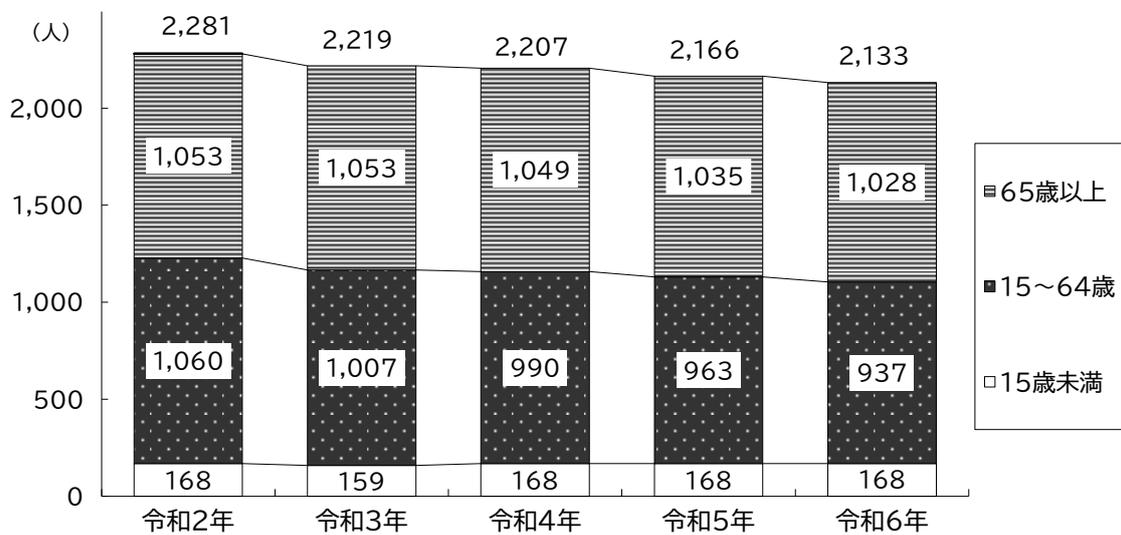
#### (1)人口

住民基本台帳人口によると、本村の総人口は緩やかに減少しており、令和6年は2,133人となっています。

15歳未満の年少人口及び年少人口比率は横ばいで推移しており、令和6年は168人（7.9%）となっています。

総人口及び年齢3区分別人口・構成比の推移(各年4月1日現在)

(人・%)



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
65歳以上	46.2%	47.5%	47.5%	47.8%	48.2%
15~64歳	46.5%	45.4%	44.9%	44.5%	43.9%
15歳未満	7.4%	7.2%	7.6%	7.8%	7.9%

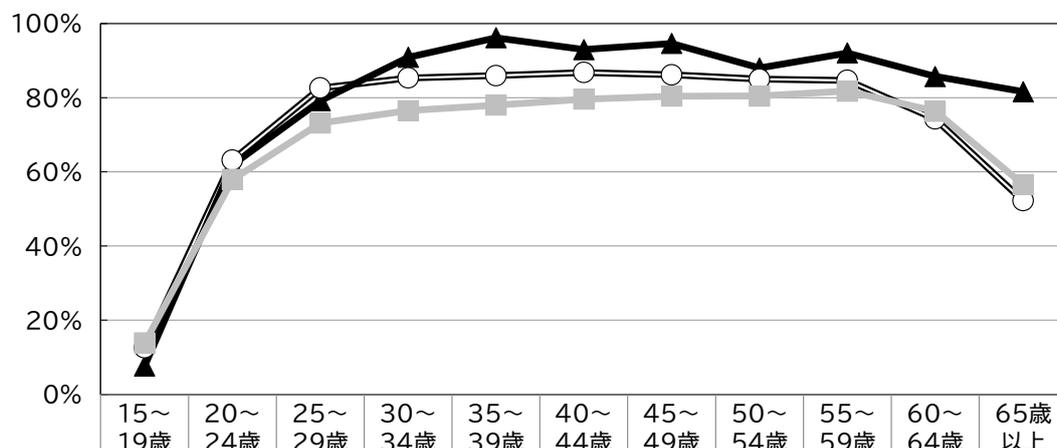
[住民基本台帳]

## (2) 就業状況

国勢調査によると、本村の就業率は、女性の45～49歳の年齢層を除き、男女ともに全国・徳島県を上回る高い傾向にあります。

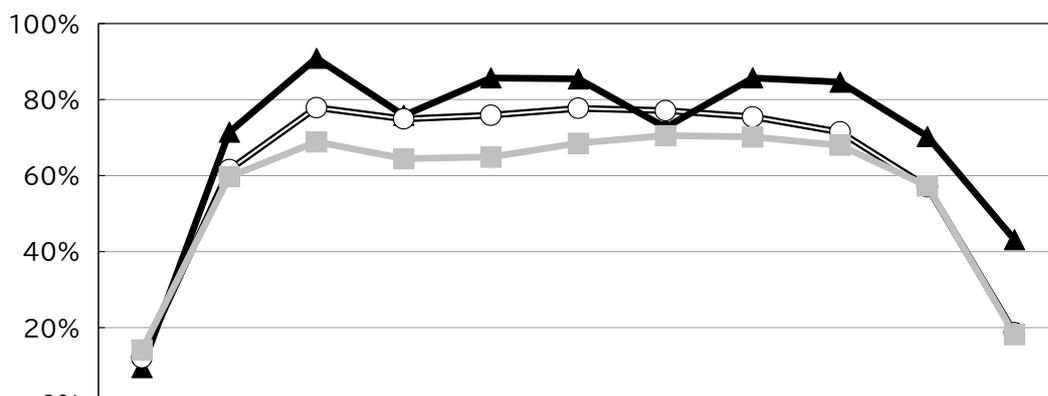
年齢別就業率(令和2年)

【男性】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年(佐那河内村)	7.7%	61.9%	79.2%	90.9%	96.2%	93.0%	94.6%	88.0%	92.1%	85.7%	81.6%
令和2年(徳島県)	12.5%	63.2%	82.6%	85.3%	86.0%	86.8%	86.2%	85.0%	84.7%	74.3%	52.2%
令和2年(全国)	13.9%	58.0%	73.2%	76.5%	78.0%	79.6%	80.4%	80.5%	81.8%	76.4%	56.6%

【女性】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
令和2年(佐那河内村)	9.5%	71.4%	90.9%	75.9%	85.7%	85.5%	72.7%	85.7%	84.6%	70.3%	43.1%
令和2年(徳島県)	12.1%	61.6%	77.9%	74.9%	75.9%	77.7%	77.1%	75.5%	71.5%	57.1%	18.6%
令和2年(全国)	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%	57.3%	18.1%

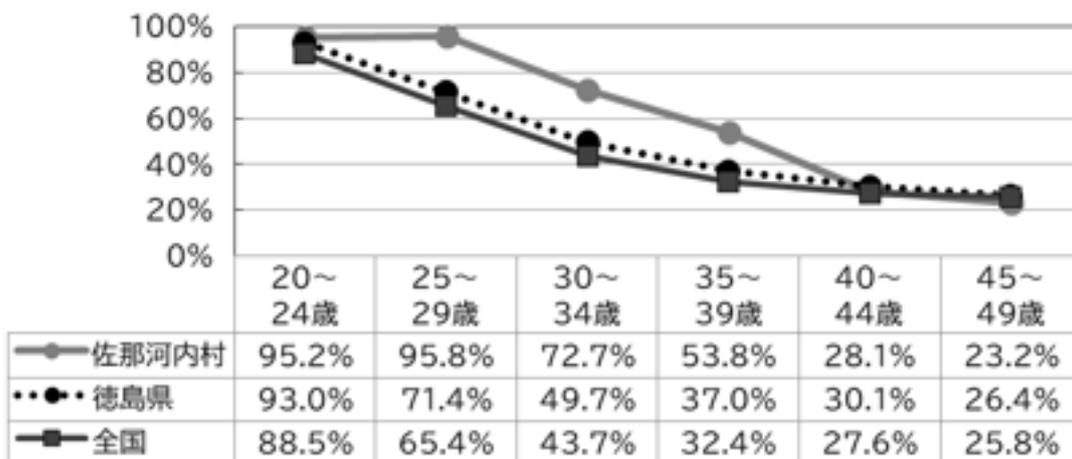
〔国勢調査〕

### (3)未婚率

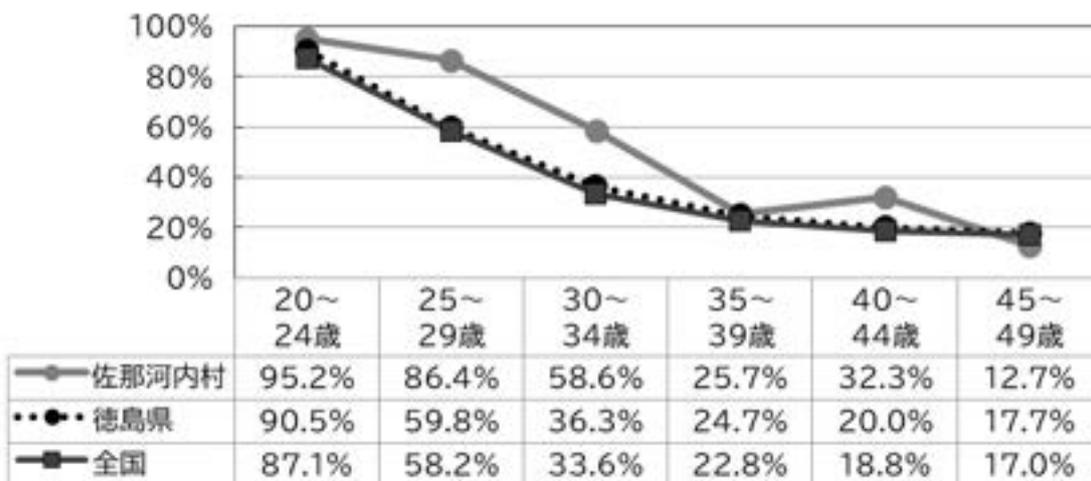
国勢調査によると、本村の50歳未満の未婚率は、男性では39歳以下の年齢層、女性では44歳以下の年齢層で全国・徳島県を上回る高い傾向にあります。

年齢別未婚率(令和2年)

【男性】



【女性】



〔国勢調査〕

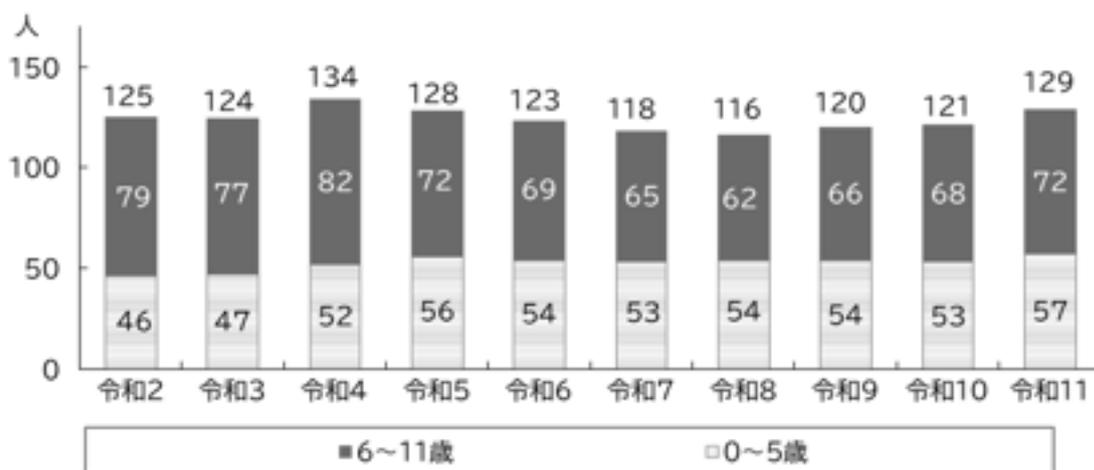
## Ⅱ.2 子どもたちの状況

### (1) 児童数

令和2年度～令和6年度は、4月1日現在の住民基本台帳の人口、令和7年度以降は、コーホート変化率法による推計値を記載しています。

令和7年度以降の0～5歳児人口の合計は、横ばいで推移していくと見込まれます。

小学生(11歳)以下児童数の推移と見込み(各年4月1日現在)



単位:人

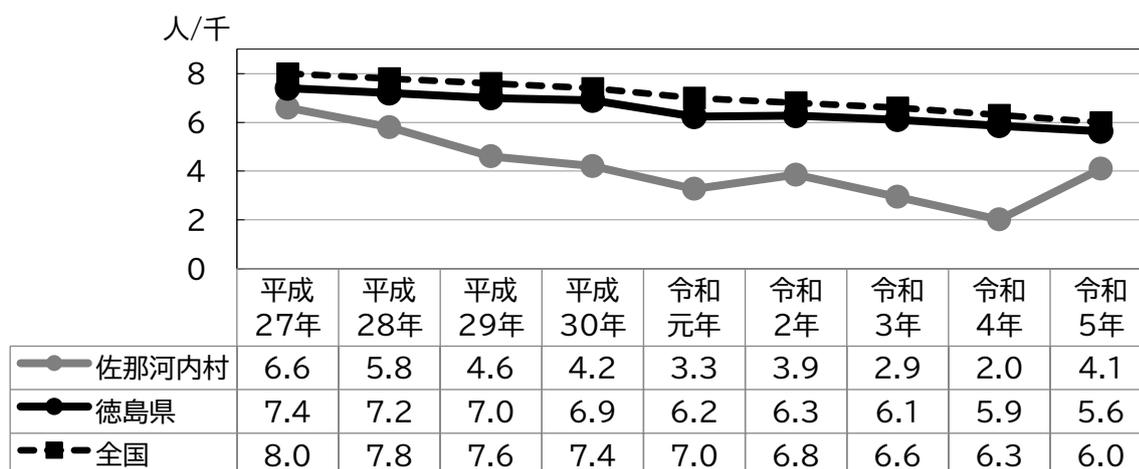
	実績値					推計値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	6	6	7	5	9	6	6	6	6	6
1・2歳	21	18	18	17	14	17	19	15	15	15
3～5歳	19	23	27	34	31	30	29	33	32	36
6～11歳	79	77	82	72	69	65	62	66	68	72
0～5歳合計	46	47	52	56	54	53	54	54	53	57
0～11歳合計	125	124	134	128	123	118	116	120	121	129

[住民基本台帳]

## (2)出生率

本村の出生率は、低下傾向にあり、令和3年と令和4年に3.0を切りましたが、令和5年は4.1となっています。平成27年以降、全国・徳島県を下回る低い傾向にあります。

出生率の推移(各年12月末)

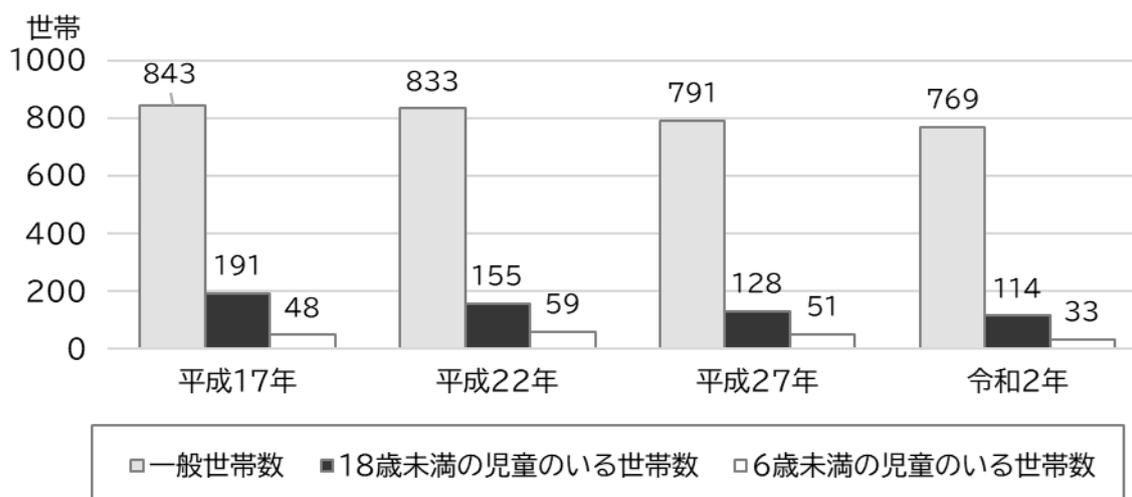


〔佐那河内村及び徳島県：徳島県人口移動調査、全国：人口動態調査〕

## (3)世帯

国勢調査によると、本村の一般世帯数及び児童がいる世帯数は、減少傾向にあり、令和2年では、18歳未満の児童のいる世帯は114世帯、6歳未満の児童のいる世帯は33世帯となっています。

世帯の構造(各年10月1日現在)



〔国勢調査〕

## II.3 ニーズ調査結果から

保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。その主な結果は次の通りです。

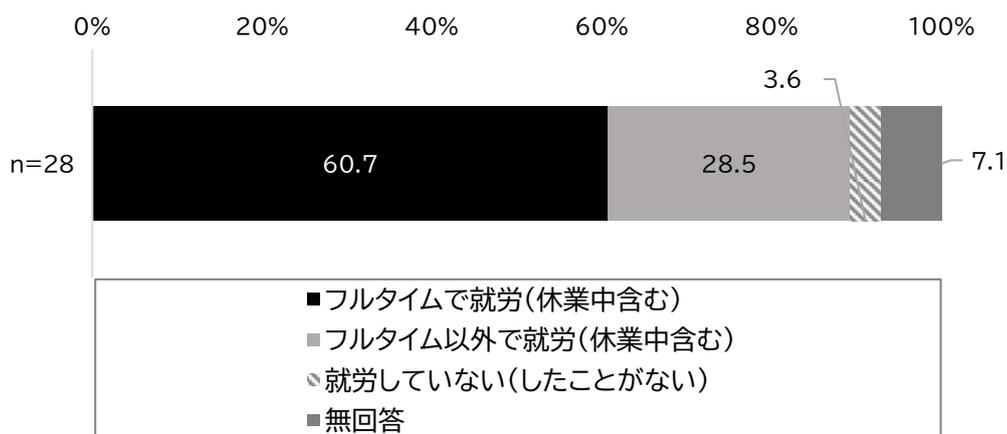
### (1)子どもの育ちをめぐる環境について

#### ●両親の就労状況

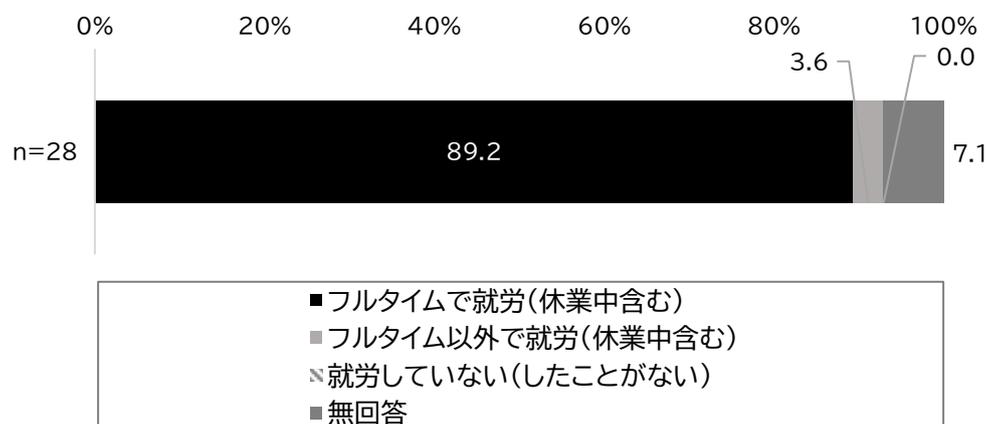
母親の就労状況（休業中の方も含む）については、約6割がフルタイムで就労、約3割がフルタイム以外で就労をしており、あわせると約9割の方が就労している状況です。

父親の就労状況（休業中の方も含む）については、約9割がフルタイムで就労している状況です。

母親の就労状況 [単数回答]

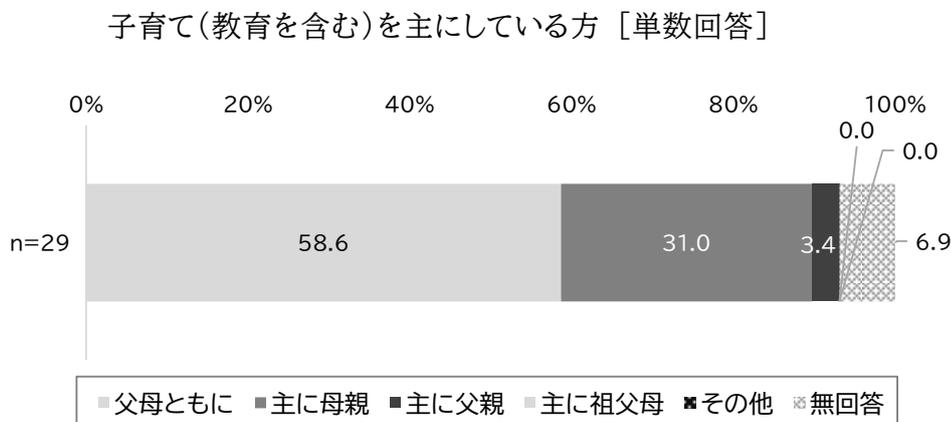


父親の就労状況 [単数回答]



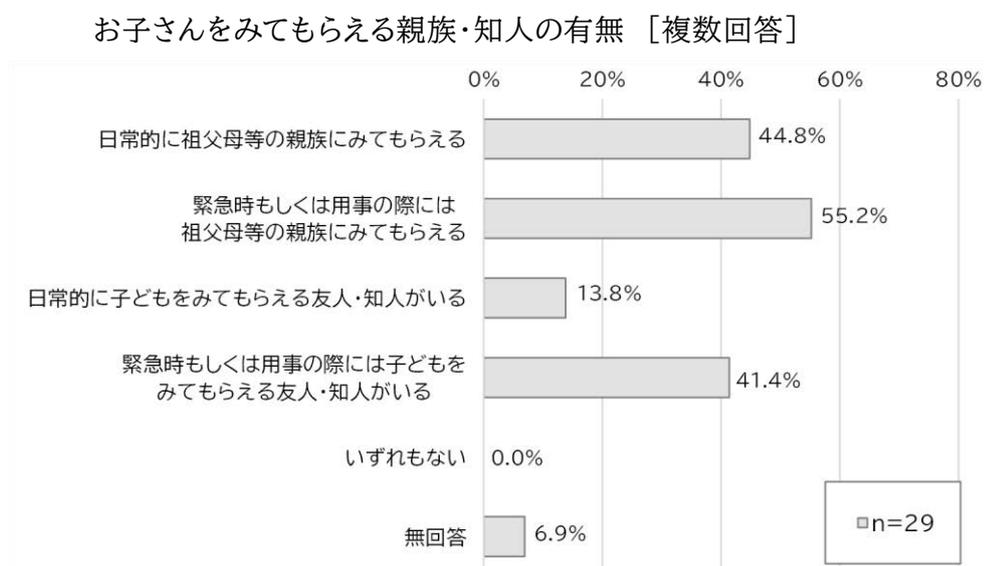
## ●子育て(教育を含む)を主にしている方

子育て(教育を含む)を主にしているのは、「父母ともに」が約6割、「主に母親」が約3割となっています。



## ●日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約5割、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」及び「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が約4割となっており、「いずれもない」と回答した方はいませんでした。

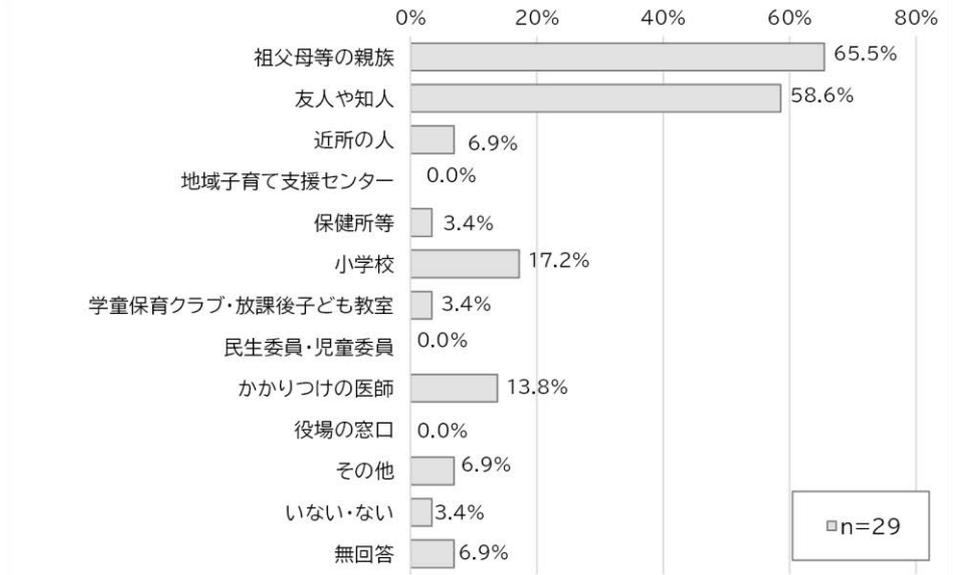


## ●子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先

過半数の方が祖父母等の親族、友人・知人を回答していますが、わずかながらも「いない・ない」と回答した方もいます。

子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先

[複数回答]

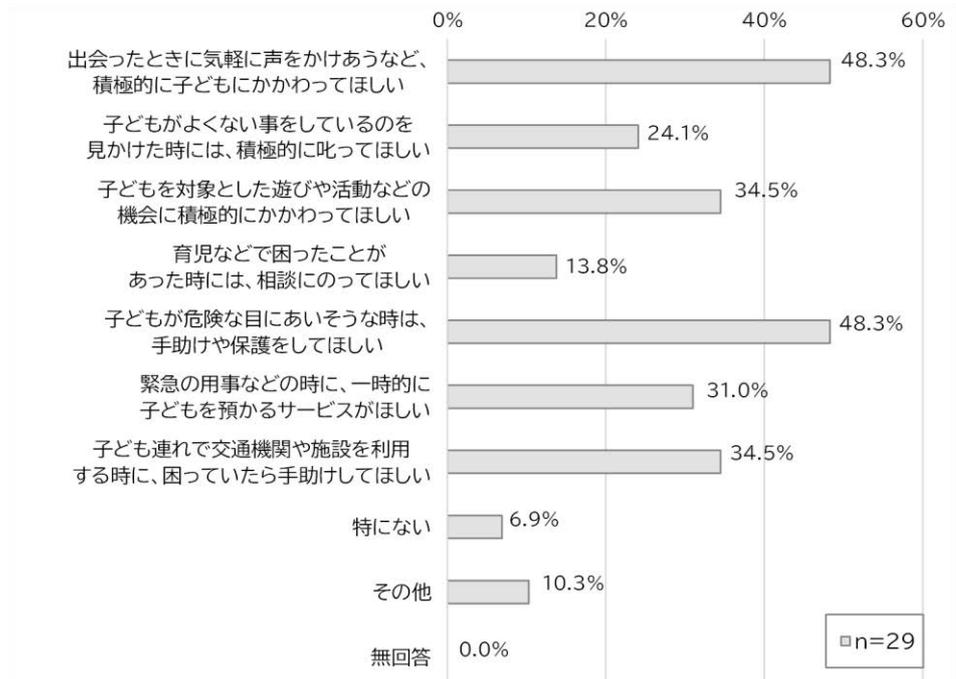


## ●子育てをする上で、地域全体がこのようになればよいと思うこと

「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわってほしい」、「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」と回答した方が最も多く、約5割となっています。

子育てをする上で、地域全体がこのようになればよいと思うこと

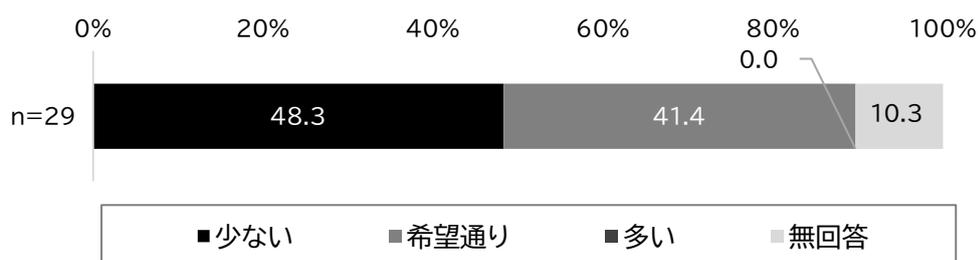
[複数回答]



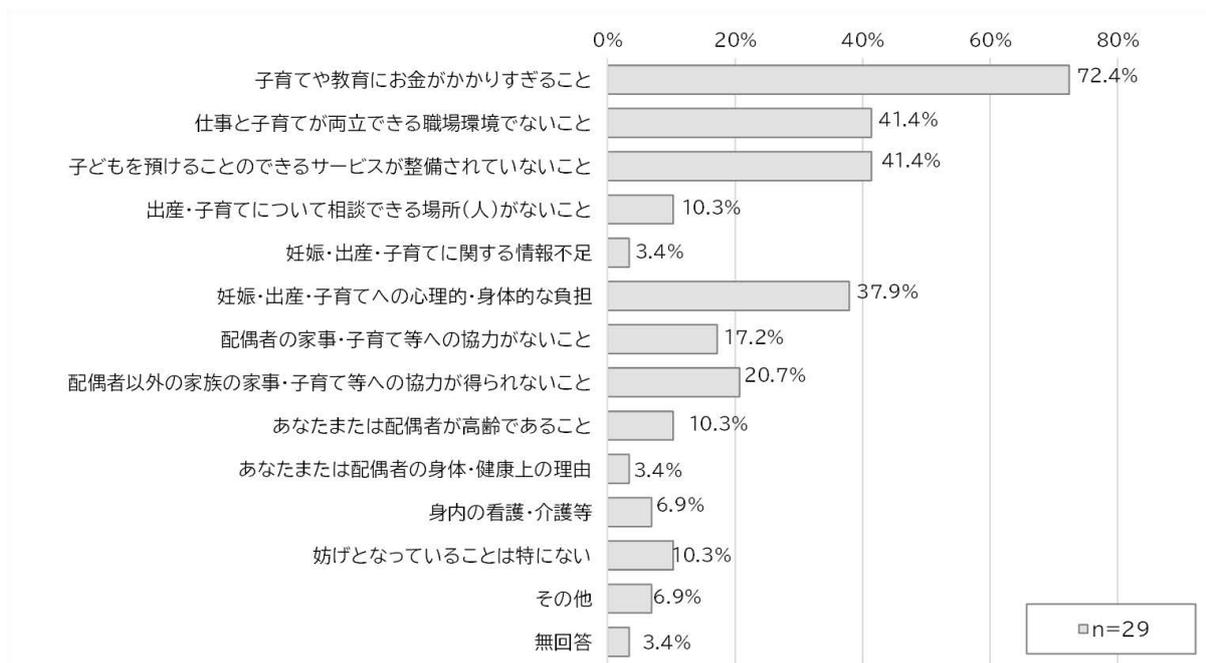
## ●希望する人数の子どもを持つ上で妨げとなっていること

子どもの人数について、現状と希望の人数の差をみると、約5割が「希望より少ない」人数という結果となっています。希望する人数の子どもを持つ上で妨げとなっていることとしては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」とが最も多く約7割となっています。

子どもの人数の希望と現状 [単数回答]



妨げとなっていること [複数回答]

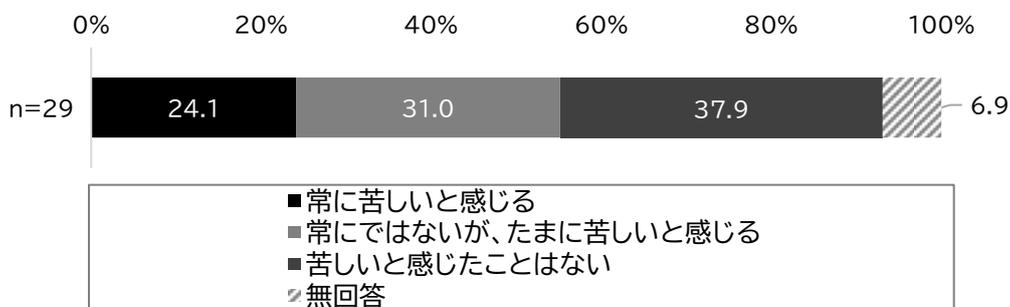


## ●経済的に苦しいと感じたことの有無

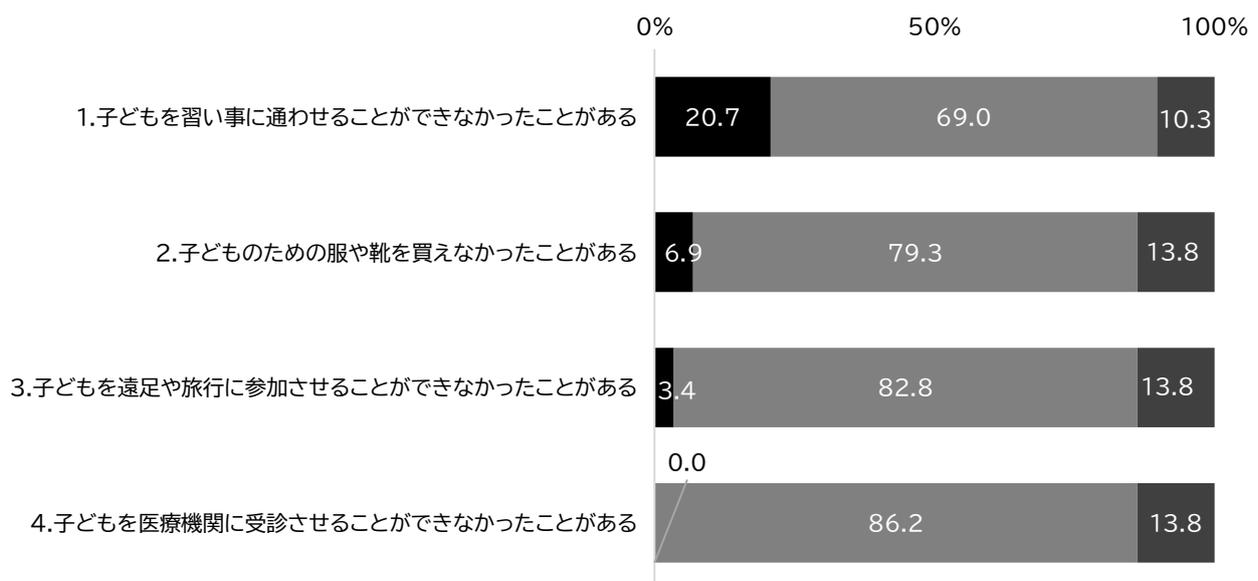
「過去1年間に経済的に苦しいと感じた」ことの有無については、「常に苦しいと感じる」が2割半ば、「常にではないが、たまに苦しいと感じる」が約3割となっています。

また、過去1年間に経済的な理由で子どもにさせてあげられなかったことが「ある」と回答した方の割合については、「子どもを医療機関に受診させることができなかった」方はいみせんでしたが、「習い事に通わせることができなかった」が20.7%、「子どものための服や靴を買えなかった」が6.9%、「子どもを遠足や旅行に参加させることができなかった」が3.4%となっています。

過去1年間に経済的に苦しいと感じたことがあるか [単数回答]



経済的な理由でできなかったこと [単数回答]



## (2)就学前の教育・保育事業や一時預かりの利用希望について

### ●平日の定期的な教育・保育事業が希望どおり利用できているか

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、次のとおり回答がありました。

この利用状況について、希望通りに利用が「できていない」と回答したのは、全体の9.5%（2人）となっており、現在、どこにも預けていない方と村外の保育所に預けている方の「佐那河内保育所」の利用希望がありました。

上段：人数 下段：割合（%）		全体	区分	
			0～2 歳児	3～5 歳児
回答者数		21	11	10
利用している事業	どこにも預けていない	4 19.0	4 36.4	0 0.0
	佐那河内保育所	13 61.9	6 54.5	7 70.0
	村外の幼稚園（または1号認定で認定こども園を利用）	3 14.3	0 0.0	3 30.0
	村外の保育所（または2・3号認定で認定こども園を利用）	1 4.8	1 9.1	0 0.0

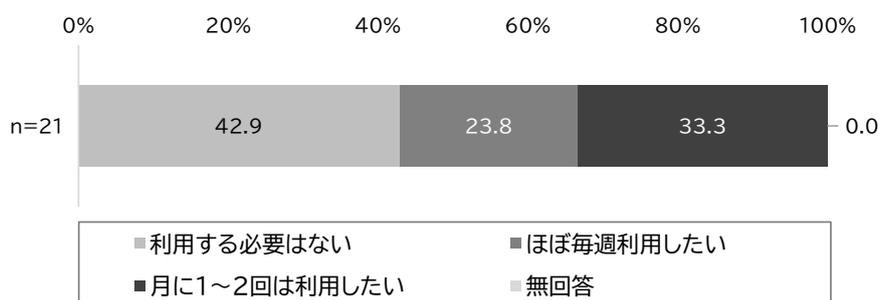
### ●土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」をあわせると約6割の方から希望がありました。

日曜・祝日については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」をあわせると約4割の方から希望がありました。

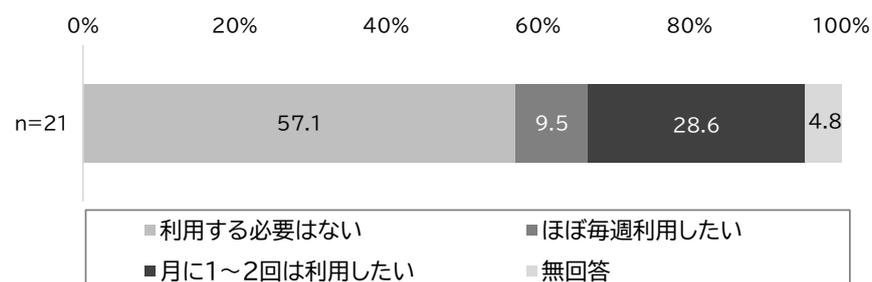
土曜日の利用希望

[単数回答]



日曜・祝日の利用希望

[単数回答]

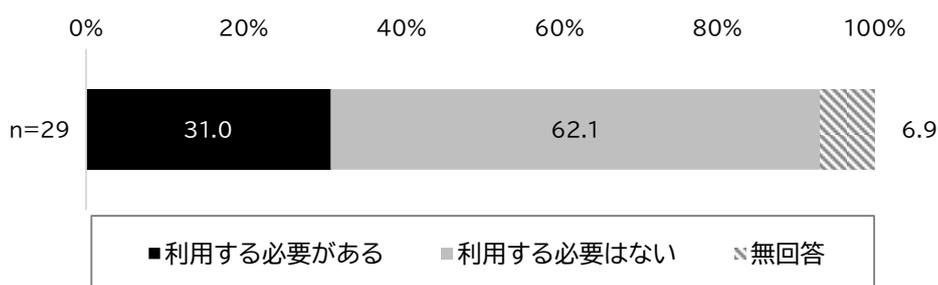


## ●一時預かりの利用希望

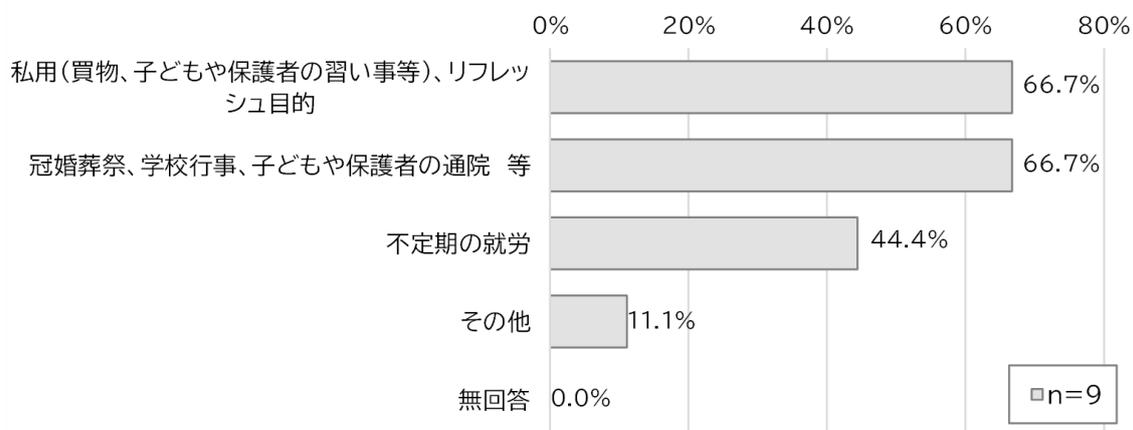
約3割が「利用する必要がある」と回答しています。

利用希望者の目的としては、「私用(買物、子どもや保護者の習い事等)、リフレッシュ目的」及び「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」が多くなっています。

私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的での一時預かりの利用希望 [単数回答]



利用希望者の目的別内訳 [複数回答]



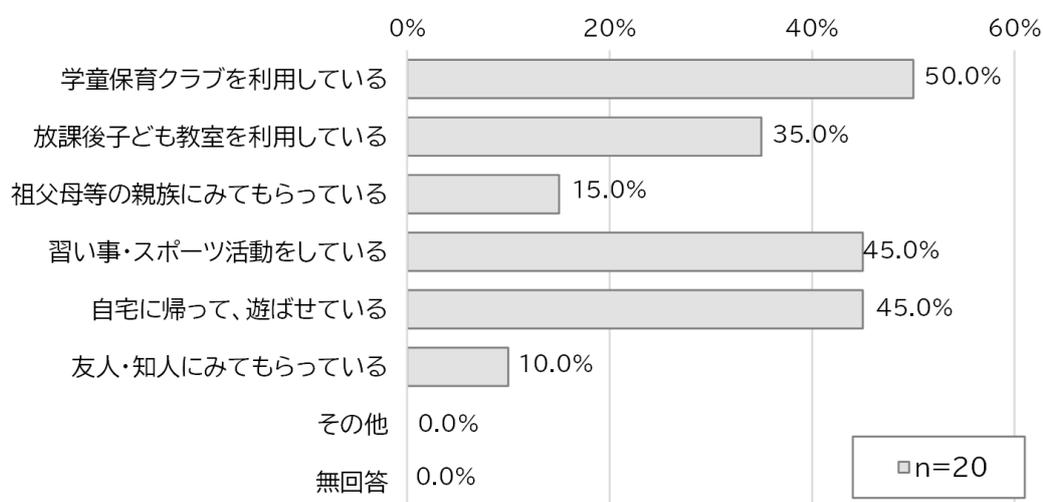
### (3)小学生の放課後の過ごし方について

#### ●小学生の放課後の過ごし方について

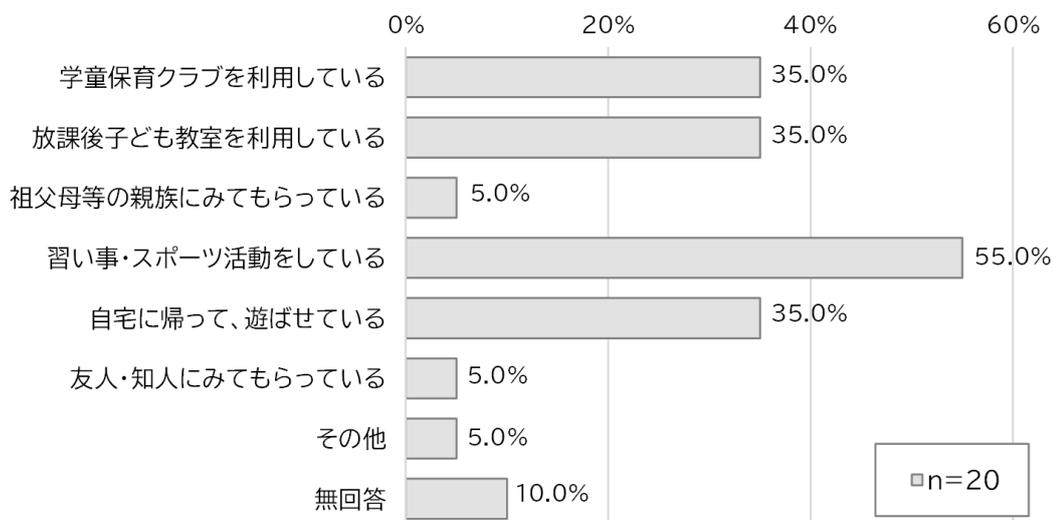
現状は、約5割が「学童保育クラブを利用している」、「習い事・スポーツ活動をしている」、「自宅に帰って、遊ばせている」と回答しています。

一方、保護者の理想としては、「習い事・スポーツ活動をしている」が最も多くなっています。また、具体的な放課後支援について記述いただいた回答からは、学習支援やさまざまな体験の機会の充実を求める声がありました。

放課後の過ごし方 [複数回答]



理想の放課後の過ごさせ方 [複数回答]



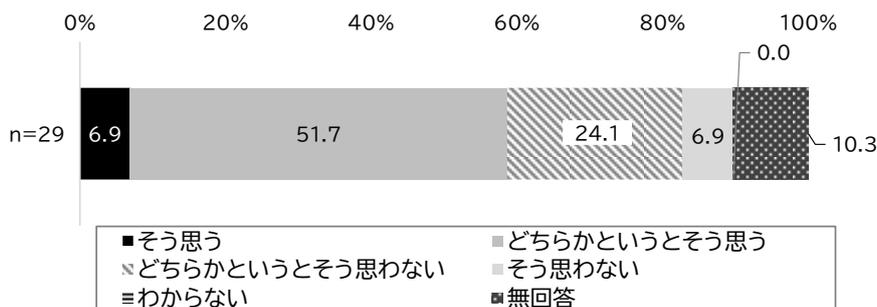
## (4)佐那河内村の子育て環境・支援について

### ●佐那河内村の子育て環境

佐那河内村は、子育てをしやすい村だと思うかについて、「そう思う」と「どちらかというと思う」をあわせると、約6割の方が肯定的な評価をしています。一方、「そう思わない」と「どちらかというと思わない」をあわせると約3割の方が否定的な評価をしています。

佐那河内村は、子育てをしやすい村だと思うか

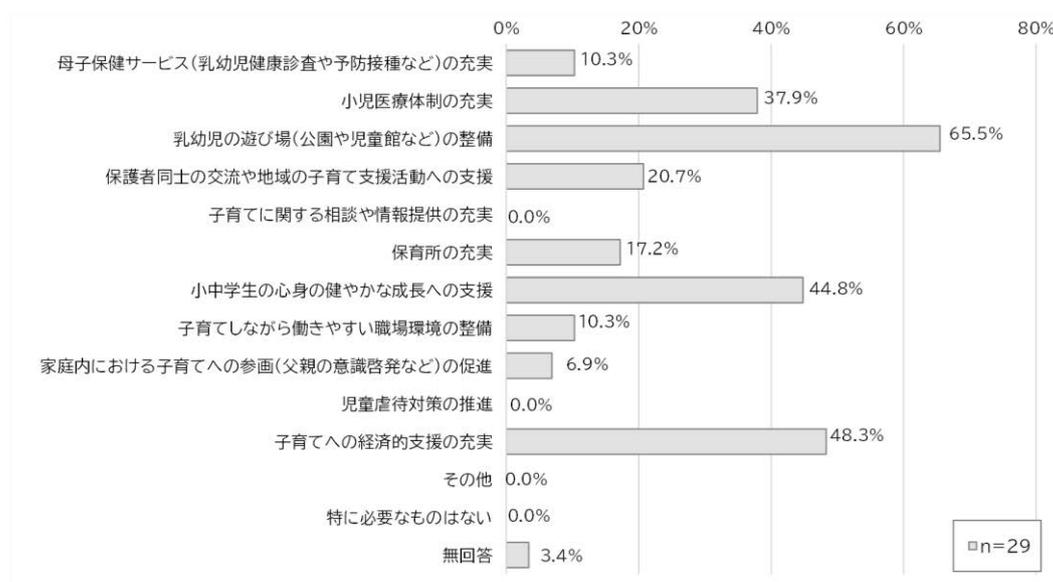
[単数回答]



### ●子育てをしやすい村づくりのために重要だと思う支援

重要だと思う支援については、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」の割合が最も高く、6割以上の方から回答がありました。また、次いで高い項目として「子育てへの経済的支援の充実」、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」となっています。

重要だと思う支援 [複数回答]



## Ⅱ.4 ニーズ調査結果等からみえる課題

### (1)子育て家庭の経済的基盤をサポートする体制づくり

充実した生活をおくるためには、暮らしを支える仕事と、家事・育児等の生活を両立することが必要です。また、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないように、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ることも必要です。

本村では、保育所及び学童保育クラブなどにおける保育サービスや、医療費助成をはじめとする経済的支援を実施してきたところですが、引き続き、仕事と子育ての両立をサポートする支援や経済的支援を充実していく必要があるといえます。

- 子どもの父親・母親ともに約9割が就労している状況となっています。
- 一時預かりについて「利用する必要がある」と回答した方が約3割います。
- 日頃、子どもをみてもらえる親族・友人・知人について、「いずれもない」と回答した方はいませんでした。緊急時もしくは用事の際に、祖父母等の親族や友人・知人に子どもをみてもらえると回答した方は5割前後となっています。
- 過去1年間に経済的に「常に苦しいと感じる」と回答した方が2割半ばとなっています。
- 希望する人数の子どもを持つ上で妨げとなっていることとして「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した方が約7割、「仕事と子育てが両立できる職場環境でないこと」、「子どもを預けることのできるサービスが整備されていないこと」と回答した方が約4割となっています。

## (2)子どもたちの遊び場やさまざまな体験・学びの機会の充実

子どもは、集団における遊びを通じて、仲間づくり、社会性や規範意識などを育てていきます。このため、乳幼児の遊び場や、小学生以上の子どもたちが放課後や休日等に安心・安全に過ごすことのできる居場所づくりが必要です。

本村では、未就園児を対象としたわんぱく広場や、小学生を対象とした放課後子ども教室（英語・プログラミング教室）を実施してきたところですが、引き続き、内容の充実を図っていく必要があるといえます。

- 小学生の放課後の過ごし方として、保護者の理想としては、「習い事・スポーツ活動をしている」が最も多くなっています。また、具体的な放課後支援について記述いただいた回答からは、学習支援やさまざまな体験の機会の充実を求める声がありました。
- 子育てをしやすい村づくりのために今後重要だと思える支援について、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」と回答した方が6割半ばとなっています。

## (3)ライフステージに通じた切れ目ない支援の充実

地域のつながりの希薄化などにより、子育てをする親の不安や負担が大きくなっており、子育ての孤立などの問題が指摘されています。

本村では、子育てサポートセンターを中心に妊娠前から妊娠期、出産、幼児期、学童期とライフステージに応じた切れ目ない情報提供・相談体制を整備していますが、引き続き、切れ目ない支援の充実を図っていく必要があります。

また、安心して子育てできる環境づくりのため、地域とのネットワークをより強め、サポートする取り組みを拡げていく必要があります。

- 子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる先として、過半数の方が祖父母等の親族、友人・知人を回答していますが、わずかながら「いない・ない」と回答した方がいました。
- 子育てをする上で、地域全体に望むこととして、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、積極的に子どもにかかわってほしい」、「子どもが危険な目にあいそうな時は、手助けや保護をしてほしい」と回答した方が約5割となっています。

## Ⅲ. 次世代育成支援・子育て支援(施策の基本方向)

### Ⅲ.1 基本理念

次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法では、子育てについての責任を保護者が第一義的に持つという基本的な認識のもとに、家庭や地域において、子育ての意義を深めることや、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

#### 子ども・子育て支援法(抜粋)

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

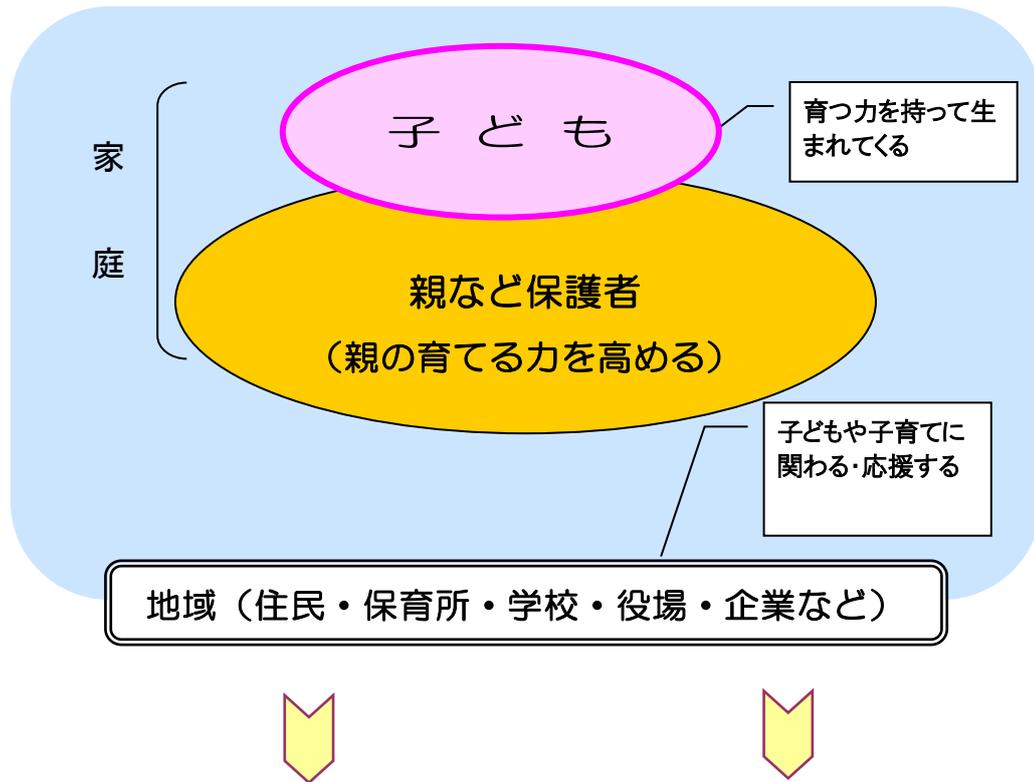
#### 次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

また、こども基本法に基づき、令和5年に国から示された「こども大綱」では、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざし、子どもに関わる政策を総合的に推進することが示されています。

これらを踏まえ、子どもたちが将来にわたって幸せに過ごすことができるよう、家族の結びつきと地域(住民・保育所・学校・役場・企業など)のつながりを大切にしながら取り組むことをめざします。

基本姿勢と基本理念(継続)



〔計画の基本理念〕

子どもたちがのびのびと幸せに育つ

佐那河内村

## Ⅲ.2 基本視点・基本目標

### (1)基本視点

各種施策を推進する際に、以下の視点を踏まえて取り組みます。

特に、子育て支援は、親のために支援するのではなく、子どものために子育てを支援するという認識を深めながら、「子どもとともに親も成長する」ということにも配慮した展開に留意します。

### (2)基本目標

#### ① 子どもがのびのび育つ

佐那河内の子どもたちが、健やかに、心豊かに育つためには、子どもが人としての尊厳を保持し、育成されていくことが基本です。子どもの視点に立ち、子どものもつ育つ力を伸ばせるように、親と地域が見守り、育んでいくことが大切です。

一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育や、恵まれた自然環境を活かしたさまざまな体験活動を通じた自立する力の育成をめざします。

#### ② 親が愛情をもって子育てできる

親の自覚を促し、子どもに愛情をもって安心して育てられるように、親の子育て力を伸ばし、子どものための子育て支援施策を推進します。また、妊娠・出産、親の心身の健康が子どもの成長に大きく関連することを踏まえ、親子の健康の確保・増進をめざします。

#### ③ 親子を見守り地域も元気になる

地域で集まったり、世代を超えて一緒になって何かをしたりする機会を増やし、ともに活動すること、子どもに地域が関わることで、相互の関わりを深めていきます。

また、子どもをもつ世代の生活環境、働く場など、子育てと子どもの育つ環境づくりについて、認識と理解を深め、次世代を考える地域社会をめざします。

### (3) 施策の体系

区分	目 標	具体的な取り組み
子どもが のびのび 育つ	(1) 子どもの健康の確保・増進	①乳幼児健診とフォローの推進 ②歯科保健の推進 ③各種予防接種の接種勧奨
	(2) 子どもの成長にあった保健活動と思春期保健の推進	①食育の推進 ②思春期保健の推進 ③保育所、学校等との連携による健康支援
	(3) 学ぶ環境の充実	①学校教育の充実 ②小中一貫教育の推進 ③自立する力を育てる教育活動の推進
	(4) 子どもの心の問題や支援が必要な子どもへの対応	①子どもの権利擁護の推進 ②児童虐待防止対策の推進(養育支援訪問事業) ③子どもの相談体制の確立 ④障がい等で支援が必要な子どもへの支援 ⑤ひとり親家庭への自立支援
親が愛情を もって子育て できる	(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり	①不妊治療への助成 ②妊産婦への支援 ③育児等健康支援の実施 ④産後ケア事業の実施 ⑤新生児聴覚検査の実施 ⑥子育て世代包括支援センターの運営 ⑦かかりつけ医の普及と救急相談の周知
	(2) 子育てネットワークづくりと家庭教育の推進	①子育て支援相談体制の拡充 ②子育てサークル・子育て支援活動の育成・支援 ③子育て支援情報の提供 ④家庭教育の充実
	(3) 保育サービスの充実	①通常保育 ②一時預かり等の保育サービス ③学童保育クラブ ④放課後子ども教室の実施 ⑤外国につながる幼児への支援・配慮
	(4) 子育ての経済的負担の軽減	①各種手当等 ②医療費助成制度
親子を見守り 地域も 元気になる	(1) 子どもの育ちを応援する温かい地域づくり	①子育てと家庭生活の調和の促進 ②地域で子どもと子育てを応援する仕組みづくり
	(2) 子育てと人にやさしい環境の充実	①生活環境の整備 ②子どもが安全にのびのび暮らせるむらづくり
子ども・子育て支援事業の推進	子ども・子育て支援事業計画	

---

## IV. 子どもがのびのび育つ

---

### IV.1 子どもの健康の確保・増進

乳幼児から思春期まで、成長過程にあった心身の育ちの支援が重要であり、子どもの健やかな発育・成長を支援するため、健診・相談を充実します。

#### (1) 乳幼児健診とフォローの推進(継続)

それぞれの成長段階で健康診査を実施し、発育状況の把握と相談等の機会となっており、障がいや疾病の早期発見にも必要に応じて適切につながっています。

乳幼児健診等で育児に関する相談を行うとともに、「乳幼児相談」を定期的実施して保健師等が対応しています。乳幼児相談をはじめとする育児に関する相談活動の周知を図り、それぞれの関係機関等と連携を図り、育児不安の軽減、悩みの解消等が図れるように、親子の育ちを支援していきます。

健診結果などで継続して支援が必要な子どもについては、関係機関、専門職と連携しながらきめ細かな支援を継続していきます。

#### (2) 歯科保健の推進(継続)

1歳6か月児健診、3歳児健診時の歯科医師による健診に加え、1歳児歯科相談、2歳児歯科相談として歯科保健指導を実施しており、継続して歯科衛生の取り組みを行います。

また、小・中学校において、学年毎に歯科衛生士による歯科衛生教室を実施し、学童期における歯科保健の推進に取り組みます。

食生活との関連を踏まえながら歯の大切さをさまざまな機会をとらえて幼いときから啓発していきます。

#### (3) 各種予防接種の接種勧奨(継続)

予防接種法に基づく定期的予防接種を実施しています。また、令和2年度から、子どもと妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成を実施しています。

感染症予防についての啓発、定期予防接種の実施や任意予防接種への助成により、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防に努めます。

## IV.2 子どもの成長にあった保健活動と思春期保健の推進

子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を目標に、母子保健活動の充実を図ります。

学童期・思春期においては、思春期保健活動を通じ、子どもが自らの健康や性について正しい知識を身につけることができるよう、充実を図ります。

### (1)食育の推進(継続)

「食事」は健康な体づくりの基本となるものであり、栄養バランスのとれた食事を摂り、望ましい食習慣を身につけるため、保育所や学校等において、食育に取り組むとともに、家庭や地域での食生活改善の活動や食育活動とも連携しながら、食育の普及・啓発に努めます。また、「早寝・早起・朝ごはん」を啓発していきます。

#### ① 保育所給食・学校給食における食育の推進

保育所及び小・中学校内にある学校給食センターでは、今後も、積極的に佐那河内産の食材を取り入れて、「地産地消」を推進していきます。

また、食物アレルギーに関して保育所・学校での管理が必要な子どもを把握し、アレルギーに関する指導表を作成して、保育所給食・学校給食の実施に活かしていきます。

#### ② 食生活改善推進員による食育の推進

栄養バランスのとれた食事のあり方等の正しい理解を深めるため、保育所児童・小・中学生を対象に、食生活改善推進員が食育教室を実施しており、調理実習を通じて、栄養バランスのとれた食事の大切さや佐那河内村の郷土料理等を伝達するとともに、地域住民と子どもとの交流を進めていきます。

### (2)思春期保健の推進(継続)

自分の身体や健康についての関心を高め、自らの意思により行動できる力を身につけるとともに、将来次世代の親となるための十分な知識を養う場として、保健師等が関わりながら各種教室を実施し、思春期保健活動を推進します。また、たばこ、お酒、薬物などの乱用防止を図るための啓発に努め、関係機関と連携を図りながら啓発活動を展開していきます。

### (3) 保育所、学校等との連携による健康支援(継続)

#### ① 役場、学校等との連携による健康教育の推進

役場、保育所、学校等が相互に連携を図り、それぞれの年齢に応じた子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進し、連携のとれた健康づくり活動を推進します。

#### ② 保育所、学校等との連携による支援が必要な子どものフォローの推進

就学前の保護者を対象に「就学支援シート」を配布し、子どものことや保護者の思いを就学する小学校に引き継ぐ取り組みを行っており、役場、保育所、学校が連携し、切れ目なく支援を継続できる体制を整えています。

また、乳幼児健診からはじまる子どもの成長にあった健康支援をめざし、フォローが必要な子どもの状況を成長にあわせて記録して引き継ぎ、切れ目のないフォローができるように、実施方策を検討していきます。

## IV.3 学ぶ環境の充実

子ども一人ひとりの個性を大切にし、主体的に考えて行動できる人づくりをめざし、教育の充実を図ります。そして、地域に開かれた学校として、学校・家庭・地域がともに子どもを健やかに育てていくことができるよう、連携・協力を図ります。

### (1) 学校教育の充実(継続)

子ども一人ひとりの特性を大切にし、その能力を最大限に生かすことができるよう、村費教職員を雇用しきめ細やかな指導に努めます。

また、小中合同研修等の小中一貫教育を生かした研修の充実により、教職員の指導力の向上を図ります。

### (2) 小中一貫教育の推進(継続)

小中一貫教育校を生かした教育活動を行っています。「英語教育」「ICT教育」「ふるさと学習」を3本柱とし、9年間の小中の教育を通して、すべての児童・生徒を育てる教育活動の充実に努めます。

### (3) 自立する力を育てる教育活動の推進(継続)

生きる力を育むことを目標に、心身の健やかな成長のためには、さまざまな体験や交流が必要と再認識されています。この視点に基づき、本村では地域を知り、地域の人と交流できるような体験活動を推進します。

#### ① 福祉教育の推進

支援が必要な人に対する理解を深めるため、高齢者等とのふれあい体験を通じた福祉教育を推進します。また、児童・生徒のボランティア活動を推進し、さまざまなボランティア体験を通して福祉に関する関心を高められるように推進します。

#### ② 世代間交流事業

ゲストティーチャーによる交流授業、伝統文化親子教室などを通じて、地域の高齢者と児童・生徒の交流の機会を創出しています。今後も高齢者との交流の機会を通じて、子どもたちの高齢者を思いやる気持ちや社会性等を養い、地域で活動を行う機会づくりの充実に努めます。

#### ③ 文化・芸術・スポーツ活動の振興

豊かな自然環境を活かして、子どもの感性を磨き、運動能力の向上を図るため、自然体験学習、文化・芸術活動、スポーツ活動の振興を図ります。また、地域住民を講師とした絵画、書道、俳句教室などの開催により交流の促進を図ります。

## IV.4 子どもの心の問題や支援が必要な子どもへの対応

児童虐待、家庭問題などで支援や関わりが必要な親子の存在が表面化していくことが見込まれます。子どもの人格や人権が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心にした児童虐待防止ネットワークの強化により、児童虐待の防止に努めます。

### (1)子どもの権利擁護の推進(継続)

子どもは、一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が自らの持てる力を発揮し、成長できるように、一人の人として子どもの権利を尊重し、子どもの利益が最大限確保できることを基本に、子どもの権利憲章などの啓発に努めます。

また、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進するため、リーフレット等を活用し、普及啓発活動を行います。

### (2)児童虐待防止対策の推進(養育支援訪問事業)(継続)

児童虐待に発展しないように、子育てに関する相談事業などで育児不安等の解消を図ることが重要です。支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、児童虐待防止・対応に関する体制強化等を図るとともに、児童虐待がどのようなものなのか、身近な問題として認識されるように広報誌やポスター・リーフレット等を活用して継続的に啓発を行います。

また、妊娠期から子育て期を通して、各種健診や教室活動等で、早期発見・予防に努め、迅速に対応できる支援体制を整えています。

住民へは民生委員・児童委員活動等と連携して発見時の通報義務についての周知徹底を図り、早期発見が行えるように働きかけます。

さらに、児童保護法による法定協議会である「佐那河内村要保護児童対策地域協議会」を開催し、各関係機関との連携強化の下、児童虐待防止と健全育成に努め、保護が必要な子ども、問題を抱える親子・家庭への対応等きめ細やかな取り組みを進めます。

### (3)子どもの相談体制の確立(継続)

小・中学校では、子どもの悩みやこころの問題に関する相談ができる、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置して対応しています。カウンセリングの結果を受け、個別に対応方法を検討し、関係機関と連携・調整を図りながら、改善に向けて働きかけを行います。

#### (4)障がい等で支援が必要な子どもへの支援(継続)

佐那河内村障がい者計画・障がい福祉計画に基づき、障がい等で支援が必要な子どもの成長と自立を支援するための施策を推進します。

##### ① 療育体制の推進

乳幼児健診等を通じ、障がいの早期発見に努めるとともに、保健所、児童相談所、療育施設との連携を図り、早期療育を進めます。

また、保育所においても、日々の保育を通じて、子どもの疾病・障がい等の早期発見・把握に努めるとともに、保護者への情報提供や相談等を通して適切な支援につながるよう取り組みます。

##### ② 特別支援教育の推進

児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、障がいのある児童・生徒については本人の障がいの状況や保護者のニーズに合わせた教育が受けられるよう、就学相談、教育支援委員会での協議、特別支援学級の設置、専門性の高い村費教職員の雇用、必要な施設面の整備・改修などにより、障がい児の受け入れ体制を確保します。

また、障がいのある子どもの成長段階にあった支援を適切に行うため、特別支援教育担当者間、役場、地域自立支援協議会など関係機関との連絡・調整の場を確保して連携を強化します。

##### ③医療的ケア児への支援

圏域での医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に参画するとともに、関連分野の支援を調整する職員を配置し、支援体制の強化に努めます。

## **(5)ひとり親家庭への自立支援(継続)**

ひとり親家庭の児童・生徒の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

### **① ひとり親家庭に対する相談対応の充実**

民生委員・児童委員や心配ごと相談などの地域の相談窓口のほか、相談しやすい環境を整備することで、ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減する等により、子育て支援の充実を図ります。

また、関係機関との連携により就業相談についての情報提供に努めます。

### **② ひとり親家庭に対する経済的支援**

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、貸付制度等の制度について周知を行い、制度の活用により、ひとり親家庭等の経済的安定を図り、自立の支援を促進します。

また、村の単独事業として福祉手当を支給します。

### **③ ひとり親家庭に対する生活支援**

ひとり親家庭の保護者が病気の時や、自立促進に必要な技能習得のため、一時的に日常生活に支援を要する場合、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、児童の養育等を行い、生活支援を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、周知を図り、活用を促進します。

---

## V. 親が愛情をもって子育てできる

---

### V.1 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり

妊娠・出産・子育てに対する不安や負担の軽減のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整えており、一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援となるよう推進を図ります。

#### (1)不妊治療への助成(新規)

##### ① 不妊治療費の助成

令和7年4月から、生殖補助医療のうち保険診療として行われた治療に要する費用を一部助成します。

##### ② 不育症治療費の助成

令和7年4月から、不育症検査及び治療に要する費用を一部助成します。

#### (2)妊産婦への支援(継続拡充)

##### ① 妊婦一般健康診査の実施

妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認する大切な機会となる、妊婦一般健康診査の受診券を14枚交付します。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

##### ② 伴走型相談支援事業の実施

全妊婦を対象に、妊娠8ヶ月頃に助産師による訪問を実施し、妊娠期から出産・子育てを見据えた相談に対応します。

##### ③ 産婦健康診査の実施

令和6年1月から、出産された方を対象に、産婦健康診査の受診票を2枚交付します。

#### (3)育児等健康支援の実施(継続)

妊娠期から、育児のための知識の習得や健康管理などの情報提供を行うとともに、親となるための自覚を促します。また、出産後もニーズに応じて実施することで、健康に過ごすための子育て支援を行います。

出産後は親子を対象に、月齢等にあわせて各種教室を開催しており、参加者のニーズを把握して内容の充実を図ります。

#### (4)産後ケア事業の実施(継続拡充)

令和4年度から、徳島県助産師会に委託し、アウトリーチ型を実施しています。令和6年度から、費用の自己負担について、対象者が無料で利用できる事業としました。

令和7年度から、現在実施しているアウトリーチ型に加え、ショートステイ型、デイサービス型を広域で実施します。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

#### (5)新生児聴覚検査の実施(継続)

新生児の聴覚障がいを早期に発見できるよう、新生児聴覚検査の受診券を1枚交付します。

#### (6)子育て世代包括支援センターの運営(継続)

子育て世代包括支援センター(子育てサポートセンター)を設置し、関係機関との連携を密にすることで、妊娠初期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

#### (7)かかりつけ医の普及と救急相談の周知(継続)

地域の医療機関との連携を図り、かかりつけ医の普及に努めます。

また、小児医療相談窓口について、母子保健事業や訪問などの機会を通じて周知を図ります。

## V.2 子育てネットワークづくりと家庭教育の推進

### (1) 子育て支援相談体制の拡充(継続)

#### ① 地域子育て支援センターを中心にした相談支援の推進

主に未就園児と保護者の遊びの場、相談の場、仲間づくりの場として、保育所に地域子育て支援センター（わんぱく広場）を開設しています。開放保育の実施による未就園児の健全育成や、育児不安等の子育てにおける保護者の相談に応じ、地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実を図ります。

#### ② 相談窓口のネットワーク化の推進

保育所・学校・役場・社会福祉協議会などの各相談窓口と、地域では民生委員・児童委員、主任児童委員の皆さんに相談活動に携わっていただき、さまざまな経路からの相談に適切に対応できるように、必要に応じて検討・調整する機会を確保するなど連携を強化します。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

### (2) 子育てサークル・子育て支援活動の育成・支援(継続)

#### ① 子育てサークルの活動支援

子育て中の保護者同士が交流し、情報交換や相互協力を行う等、自主的に活発な活動ができるように、地域の子育てサークルの育成、活動支援を行います。

#### ② 子育て支援活動の支援

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携を図り、子育て支援のための人材の育成を推進し、地域での子育て支援活動の展開を支援します。

また、地域の子育て支援活動の場として、保育所や公共施設の活用を促進します。

### (3) 子育て支援情報の提供(継続)

広報さなごうちは月1回発行しており、また社協だより等でも子育て支援に関するサービスや情報の提供に努めていますが、児童福祉の制度や事業が変化する中、迅速な提供に努めていくことが重要であり、村ホームページなどを有効活用して情報の提供に努めます。

また、各種健診や教室での説明、地域に出向いての説明、保育所や学校でのお知らせなどの活用を図ります。

#### (4)家庭教育の充実(継続)

小・中学校では、保護者と子どもが家庭教育や親子関係について学ぶ機会として、家庭教育講座を実施しています。今後も内容の充実に努め、継続して実施します。

## V.3 保育サービスの充実

### (1)通常保育(継続拡充)

#### ① 通常保育

佐那河内保育所では、随時入所を受け付けており、地域交流事業や食育推進事業など多様な保育内容を取り入れています。今後も就学前児童の家庭以外での保育場所として、保育施設でのさまざまな体験や生活習慣の定着を図ります。

子ども数は減少傾向で、保育所利用者数は、40人前後で推移しています。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

#### ② 延長保育

現在7時30分から18時30分までの11時間保育を実施しています。就労状況等や保育ニーズを把握しながら、実施の必要性を検討します。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

#### ③ 休日保育

現在日曜・休日の保育は実施していませんが、就労形態の多様化と保育ニーズの把握に努め、実施の必要性を検討します。

#### ④ 保育サービスの質の向上

日頃の保育活動を定期的に自己評価し、業務に活かしていける点検体制を確立します。また、子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の研修による資質の向上や保育施設の整備等、保育サービスの質の向上に努めます。

また、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、さまざまな体験活動や地域との交流事業をはじめ、保護者への研修を取り入れることなどを検討しながら、就学前児童の保育の充実を図ります。

#### ⑤ 乳児等通園支援事業の実施に向けた検討

保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所等に入所している子どもを除く。）が保育所等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度の実施に向けた体制整備を行います。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

## (2)一時預かり等の保育サービス(継続)

### ① 一時預かり事業

主に未就園児の保護者が疾病や休養などで、一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れの解消などのために行う一時預かり事業について、保育ニーズを把握しながら、実施の必要性を検討します。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

### ② 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ事業)(継続)

保護者の疾病や仕事、育児不安の解消などの理由により、児童養護施設等において夜間または短期間子どもを預かる短期支援事業について、近隣市町の施設に委託し実施しています。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

### ③ 病児・病後児保育事業(継続)

児童が病気や病気回復期のため集団保育が困難で、保護者の就労等で家庭での保育もできない場合に、病院の専用スペース等で預かる病児・病後児保育について、広域利用で実施しています。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

### ④ ファミリー・サポート・センター事業(継続)

ファミリー・サポート・センター事業は子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人の登録からなる会員組織をつくり、保護者が疾病の時の養育や、保育所の送迎等、子どもを預けたい人のニーズに対応できるようにするサービスです。

本村では、圏域のファミリー・サポート・センターを利用できるようになっており、母子保健事業やイベント等の機会を通じて、事業についての周知を図っています。

令和6年1月から徳島ファミリー・サポート・センターの利用補助を開始しました。依頼会員・提供会員ともに利用しやすい事業となるよう努めます。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

### (3)学童保育クラブ(継続)

学童保育クラブは放課後、保護者の就労等により家庭に保護者のいない児童について、公共施設を活用して、児童に安全で適切な遊びの場を提供し健全な育成を図るもので、平成 14 年9月から開設しています。平日の午後1～6時と長期休暇中に小学生を対象に受け入れており、登録者は40～60人で、児童は下級生の面倒をみたり、一緒に遊んだりしています。

学童保育クラブを継続していくためには、支援員の確保が重要であり、新しい人材の確保に努めます。

Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進 参照

### (4)放課後子ども教室の実施(継続)

放課後子ども教室として、令和6年度は放課後英語教室(月1回)、放課後プログラミング教室(月1回)、放課後アート教室(1回限定)を実施しており、さらなる充実を検討します。

### (5)外国につながる幼児への支援・配慮(継続)

外国につながる幼児への支援については、対象となる児童や家庭がいた場合、関係機関で連携し、適切な対応を行います。

## V.4 子育ての経済的負担の軽減

### (1) 各種手当等(継続)

社会経済状態の低迷等を背景に、子育て家庭の経済的負担感が大きくなっています。制度改正等をうけ、各種手当の制度について十分説明し、適正な利用を促進します。

#### 《保育料無償化》

・保育料の無償化を実施します。

#### 《妊婦のための支援給付》

・国の制度に準じて給付します。

#### 《児童手当の支給》

・国の制度に準じて給付します。

#### 《就学援助等の実施》

・世帯の所得に応じて、児童の就学に要する費用について援助します。

#### 《障害児福祉手当》

・在宅の重度障がい児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある 20 歳未満の児童に対し支給します。(扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。)

#### 《福祉手当》(村単独事業・再掲)

・重度の身体障がい児、知的障がい児、母子家庭等の児童を対象に、年1回支給します。

#### 《特別児童扶養手当》

・一定の障がいがある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者に対して支給します。(受給者等に一定以上の所得がある場合等は支給されません。)

#### 《学校給食費無償化》

・学校給食費の無償化を実施します。

## (2)医療費助成制度(継続)

高等学校修了までの子どもを対象に、子どもの医療費の助成を行います。制度について十分説明し、適正な利用を促進します。

### 《子どもはぐくみ医療費助成事業》

・高等学校修了までの入院・通院・食事療養費の自己負担分を助成します。

### 《ひとり親家庭等医療費助成事業》

・ひとり親家庭の父母及びその扶養する児童並びに父母のない児童に対し、医療費の一部を助成します。

### 《育成医療の給付》

・18歳未満の視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、肢体不自由又は内部障がいのある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

### 《重度心身障がい児医療費助成事業》

・重度の心身障がい児に対し、医療費の一部を助成します。

### 《小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付》

・小児の慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額になることから、医療費の公費負担があります。

---

## VI 親子を見守り地域も元気になる

---

### VI.1 子どもの育ちを応援する温かい地域づくり

#### (1)子育てと家庭生活の調和の促進(継続)

##### ① 職場や地域への意識啓発

次世代の社会を担う子どもは、家庭だけでなく、社会全体で育むものであるという視点に立ち、育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、仕事と両立し子育てがしやすいよう、働き方の見直しや支援のあり方の検討も含めて、子育てにやさしい就労環境づくり、仕事と家庭生活の調和の推進について、事業所や地域への啓発を行います。

##### ② 男女共同参画社会の推進

人権大学講座の中で、男女共同参画に関わるテーマを設けています。性別を問わず、その能力を十分活かして職業生活を送ることができるように、普及・啓発と理解を深める機会の提供を図ります。

##### ③ 各種子育て支援サービスの充実、活用

さまざまなライフスタイルや多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、十分活用され、仕事と子育てが両立しやすくなるよう、周知を図ります。

#### (2)地域で子どもと子育てを応援する仕組みづくり(継続)

##### ① 地域での交流活動や子育て支援活動の促進

民生委員・児童委員、主任児童委員等が研修等を通じ、資質の向上を図り、地域における児童や保護者の相談役となっています。民生委員・児童委員の活動との調整を図りながら、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、活動を支援します。

また、住民のボランティア活動や自主的な活動の育成・支援により、地域全体で子育てを考え、サポートできるような取り組みを進めます。

あらゆる社会資源、人材を活用して、さまざまな経験や知識のある住民との交流を通じ、地域の伝統文化の伝承や学習機会を持つほか、地域ぐるみで子どもの健全育成に取り組めます。

##### ② あいさつ・声かけ運動の実践

児童会、生徒会が中心となったあいさつ運動が定着しています。あいさつから日常的な声かけ運動に広がるように、大人たちについても、地域の中でのあいさつ運動の展開を促進します。

## VI.2 子育てと人にやさしい環境の充実

### (1)生活環境の整備(継続)

#### ① 子育てと人にやさしいむらづくり

「バリアフリー新法」「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」等に基づき、道路、公共施設の改修・整備の際に、バリアフリー化を促進します。

これに加えて、すべての人が使いやすい施設、サービス等、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、子育てと人にやさしいむらづくりを進めます。

すべての村民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により推進します。

#### ② 住環境の整備

村営住宅の改修時にバリアフリー化等の住環境の整備を進めます。

### (2)子どもが安全にのびのび暮らせるむらづくり(継続)

#### ① 子どもがのびのび過ごせるむらづくり

子どもがのびのびと安心して過ごすことができるよう、公園などの憩いの場の整備の検討を行います。

#### ② 地域の安全活動の推進

児童、高齢者等に対する交通安全教室を開催し、交通事故の防止等、交通安全対策を進めます。

外灯の設置については地域の意見を把握しながら、設置に努めます。

子どもをねらった性犯罪をはじめとする犯罪被害を防ぐために、子ども110番の家等緊急避難場所の周知を図ります。

登下校時の見守りなど、地域での見守り活動を推進します。あわせて、子どもたちには防犯ブザーを配布して、正しい使い方を周知します。また、関係機関との連携のもと、あらゆる広報等の機会を通じ、被害に遭わないための対策等、必要な情報提供に努めます。

#### ③ 青少年健全育成活動の支援

「青少年健全育成佐那河内村民会議」と「地域の安全を守る会」は、地域の子どもの安全を守るために、河川危険箇所点検や、子ども安全パトロール活動を行っています。また、婦人会は小学1年生に防災座布団を贈呈し、子どもの安全を守る活動を行っています。

今後も、学校、PTA、常会、行政、警察等との連絡調整、情報交換に努めて青少年健全育成活動を支援します。

## Ⅶ. 子ども・子育て支援事業の推進（子ども・子育て支援事業計画）

### Ⅶ.1 子ども・子育て支援法におけるサービス体系

サービスの全体像は次表のとおりです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

法	区分		施設・事業等	
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	公立幼稚園	
			新制度への移行を選択する私立幼稚園	
			認可保育所	
			認定子ども園	幼保連携型認定子ども園
				幼稚園型認定子ども園
		保育所型認定子ども園		
		地方裁量型認定子ども園		
		地域型保育給付(市町村が認可)	小規模保育	
			家庭的保育	
			居宅訪問型保育	
	事業所内保育			
	子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園(私学助成)		
		特別支援学校		
		預かり保育事業		
		認可外保育施設等		
	乳児のための支援給付	乳児等通園支援事業 <b>新規</b>		
	地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		
		地域子育て支援拠点事業		
		妊婦健康診査		
		産後ケア事業 <b>新規</b>		
		乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業等				
子育て短期支援事業				
ファミリー・サポート・センター事業				
一時預かり事業				
延長保育事業				
病児保育事業				
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)				
実費徴収に係る補足給付を行う事業				
多様な事業者の参入促進・能力活用事業				

※上表の他、子どものための現金給付(児童手当)、妊婦のための支援給付等も位置付けられています。

## Ⅶ. 2 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することとされています。

本村では村全域を1区域と設定します。

## Ⅶ. 3 計画期間の子ども数

### (1) 子ども数の推移と今後の見込み(0～11歳)

計画期間中の児童数について、近年の各年4月1日現在の1歳年齢ごと男女別人口（住民基本台帳人口）の動きを基に、それぞれの平均変化率を算出して、その変化率が今後も続くと仮定して推計するコーホート変化率法にて推計しました。

(人)

	実績					計画期間の推計児童数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	6	6	7	5	9	6	6	6	6	6
1歳	12	8	8	8	5	11	7	7	7	7
2歳	9	10	10	9	9	6	12	8	8	8
3歳	3	9	10	10	9	10	7	13	9	9
4歳	11	4	12	12	10	10	12	8	15	11
5歳	5	10	5	12	12	10	10	12	8	16
6歳	14	6	11	6	12	12	10	10	12	8
7歳	13	14	7	11	6	12	13	10	10	12
8歳	15	14	16	8	11	6	13	15	11	11
9歳	15	15	15	15	8	11	6	13	15	11
10歳	12	15	15	16	15	8	11	6	13	15
11歳	10	13	18	16	17	16	9	12	7	15
計	125	124	134	128	123	118	116	120	121	129

## Ⅶ. 4 子ども・子育て支援給付

### (1) 特定教育・保育(施設型給付)

#### ① 幼稚園

##### ■現状

村内に幼稚園はありません。また、1号認定を受けて村外の幼稚園を利用している過去5年間の実績は0となっています。

##### ■1号認定見込み量(人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0		0		0		0		0	
供給量	0		0		0		0		0	

#### ② 保育所

##### ■現状

村立保育所が1か所あります。村内の子どもの入所者数は、年によって差がありますが、30～40人程度となっています。また、毎年1～3名程度が村外施設を利用しています。

施設名		定員
村	佐那河内保育所	70

##### ■実績値(村内)の推移■

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	3～5歳			3～5歳			3～5歳			3～5歳			3～5歳		
児童数	18			21			25			29			24		
	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳	1歳	2歳												
児童数	2	9	4	1	8	8	1	6	10	0	5	7	0	3	7
合計	33			38			42			41			34		

資料:健康福祉課(各年4月1日)

### ■2号認定見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳
見込み量	28	27	31	30	34
合計	28	27	31	30	34
供給量	46	46	46	46	46

### ■3号認定見込み量(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
見込み量	2	11	6	2	7	12	2	7	8	2	7	8	2	7	8
合計	19			21			17			17			17		
供給量	6	11	7	6	7	11	6	7	11	6	7	11	6	7	11
合計	24			24			24			24			24		

### ■確保方策等

利用希望に対応して利用できる受け入れ体制を確保しており、保育士の確保を図りながら、保育内容の質の向上を図ります。また村外施設の利用を希望する子どもがいた場合、必要な支援を行います。

## (2)地域型保育給付

### ① 小規模保育事業

#### ■現状

従来の認可外保育施設、事業所内保育施設等が「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれます。

### ② 家庭的保育事業

#### ■現状

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれます。

### ③ 居宅訪問型保育事業

#### ■現状

従来のベビー・シッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれます。

#### ■①～③ 地域型保育給付の各種サービスの確保方策等

現在の利用状況を把握しつつ、0～2歳児で保育を必要とする子どもの保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向などの把握に努めます。

## Ⅶ. 5 地域子ども・子育て支援事業

### ① 利用者支援事業

#### ■現状

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

村役場健康福祉課内に子育て世代包括支援センターを開設しています。

#### ■見込み量(実施か所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

#### ■確保方策等

子ども家庭総合支援拠点としての機能を持つ、こども家庭センター型への移行を検討します。

### ② 時間外(延長)保育事業

#### ■現状

通常の利用時間帯以外の時間において保育を行う事業です。

村立保育所では、7時30分～18時30分(11時間)の保育を実施しています。

#### ■見込み量(登録人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

#### ■確保方策等

本事業の対象となる11時間を超えた保育については、保護者の希望の把握に努めます。

### ③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

#### ■現状

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学生の児童に対して、学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

登録者数は、年によって差がありますが、40～60人程度となっています。

名 称	開設場所	定員
佐那河内村学童保育	佐那河内小学校敷地内	40

#### ■実績値（登録人数）の推移■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1年生	13	4	12	3	8
	2年生	11	14	3	12	3
	3年生	10	10	12	2	11
	4年生	13	9	9	12	3
	5年生	6	11	9	8	11
	6年生	5	3	8	6	8
	合 計	58	51	53	43	44
供給量		40	40	40	40	40

#### ■見込み量(登録人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1年生	9	8	8	9	6
	2年生	9	10	8	8	9
	3年生	4	9	10	7	7
	4年生	7	4	8	10	7
	5年生	5	7	4	8	9
	6年生	6	4	5	3	6
	合 計	40	42	43	45	44
供給量		40	40	40	40	40

#### ■確保方策等

1～6年生までを対象に実施しており、今後も放課後の居場所として指導員の確保、育成を図り運営していきます。また、「放課後子ども教室」との連携による実施を推進します。

#### ④ 子育て短期支援事業

##### ■現状

児童養護施設等に委託し実施しています。過去5年間の実績は0となっています。

##### ■見込み量(年間利用延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

##### ■確保方策等

緊急時の対応などについて検討します。

#### ⑤ 地域子育て支援拠点事業

##### ■現状

村立保育所にわんぱく広場を開設し、子育ての不安や負担感を解消するために、保護者の相談に応じたり、親子が気軽に集うことができる交流の場の提供や、育児相談などを行っています。

##### ■わんぱく広場■

施設名	所在地	運営者	事業内容	開設時間
佐那河内保育所	佐那河内村下字中川原13-1	村	親子の交流や子育てに関する相談・援助など	毎週火・水・木曜日10時から11時30分

##### ■実績値(年間利用延べ人数)の推移■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	227	6	44	17	18(見込み)

##### ■見込み量(年間利用延べ人数/実施か所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間見込み量	30	31	31	30	33
供給量	1	1	1	1	1

##### ■検討課題等

見込み量については、ニーズ調査から算出しています。現在の利用状況を踏まえて、利用を促進します。

## ⑥ 一時預かり事業

### ■現状

現在は未実施です。

### ■見込み量(年間利用延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

### ■推進方策等

希望があった場合は通常保育での利用も可能となっており、保育ニーズに対応していきます。

## ⑦ 病児・病後児保育事業

### ■現状

病気や病気回復期のため集団保育が困難で、保護者の就労等のため家庭での保育もできない場合に、専用スペースで一時的に預かることにより子育てを支援するサービスです。

本村では、支援する体制が整っていないため近隣市町と協定を結び、広域利用で施設を利用することができるようになっています。

### ■実績値実績値(年間利用延べ人数)の推移■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	6	1	2	0	1(見込み)

### ■見込み量(年間利用延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	13	13	13	13	13
供給量	13	13	13	13	13

### ■検討課題等

利用ニーズの把握に努めるとともに、共働き世帯が増え、近くに親族等の支援者がいない子育て世帯も増えていることなどにも配慮して、継続して実施体制を確保します。

## ⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

### ■現状

子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人の登録からなる会員組織によるサービスです。

圏域内のファミリー・サポート・センターを利用できるようになっています。

### ■実績値（年間利用延べ人数）の推移■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	62	0	1	0	2(見込み)

### ■見込み量(年間利用延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	15	15	15	15	16
供給量	15	15	15	15	16

### ■確保方策等

ファミリー・サポート・センター事業は、就学前児童の利用がほとんどとなっています。継続して適切な対応に努めます。

## ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

### ■現状

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や不安、悩みなど養育状況、環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援サービスにつなげます。

対 象：生後4か月までの乳児

実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導

### ■実績値（実人数）の推移■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	7	7	4	8	7(見込み)

### ■見込み量(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	6	6	6	6	6
供給量	6	6	6	6	6

### ■確保方策等

継続して適切な対応に努めます。

## ⑩ 妊婦健康診査事業

### ■現状

個別健診による妊婦一般健康診査等を通じて、妊娠期の健康管理を行うとともに、健康で安心・安全に出産ができるように支援します。

対 象：妊娠届出者

実施内容：公費負担受診券発行

### ■実績値（年間利用延べ件数）の推移■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	72	56	56	133	40

### ■見込み量(年間延べ件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(実)	84	84	84	84	84
供給量	84	84	84	84	84

### ■確保方策等

妊婦健診の受診状況等を踏まえ、適切な受診を促進します。

## ⑪ 養育支援訪問事業

### ■現状

現在は乳児等訪問事業の実施結果や乳幼児健診等母子保健事業において、養育困難な家庭等に保健師が訪問し、相談・指導を児童福祉担当部署等と連携・調整しながら実施しています。

過去5年間の実績は0となっています。

### ■見込み量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

### ■確保方策等

育児放棄等養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、適切で連携のとれた対応に努めます。

## Ⅶ. 6 法改正にともなう新規事業について

### ① 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

#### ■見込み量(年間利用延べ件数/実施か所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間見込み量	18	18	18	18	18
供給量	1	1	1	1	1

#### ■確保方策等

国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターを中心とした提供体制の整備を検討します。

### ② 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。

#### ■実績値(年間利用延べ件数)の推移■

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	人数	未実施	未実施	4	4	2
	件数	未実施	未実施	6	6	4

#### ■見込み量(年間利用延べ件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間見込み量	6	6	6	6	6
供給量	6	6	6	6	6

#### ■確保方策等

産後ケアが必要な産婦に対し、適切な利用を促進します。

### ③ 乳児等通園支援事業

保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所等に入所しているものを除く。）が保育所等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度です。

#### ■見込み量(1日当たり利用人数)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
見込み量	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
合計	1			1			1			1			1		
供給量	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
合計	1			1			1			1			1		

#### ■確保方策等

本村では、3歳未満児のほとんどが3号認定を受けて保育所に入所しており、本事業のニーズはわずかと考えられます。国や県の動向を踏まえながら、村立保育所における受け入れ体制の検討を行っていきます。

### ④ 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

### ⑤ 児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

支援が必要な児童の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

### ⑥ 親子関係形成支援事業

親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ）等の支援を行う事業です。

支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、国や県の動向を踏まえながら、実施に向けた検討を行っていきます。

## Ⅶ. 7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

村として、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実をめざします。また、教育ニーズについて継続して把握します。

### ① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

### ② 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

### ③ 保育所と小学校との連携

幼児期の保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保小連携）の取り組みの推進については、人事交流や合同研修、授業参観などにより、相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図ります。

## Ⅶ. 8 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでおり、引き続き継続して推進していきます。

### ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

低年齢児の保育ニーズや保護者の就労状況に対応し、保育所が利用できるように努め、低年齢児保育の量の確保を図ります。

### ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等が考えられます。

### ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を推進します。

また、育児・介護休業法の改正や、働き方改革関連法の成立を踏まえて、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する事項の周知を行います。

---

## Ⅷ. 計画の推進

---

### Ⅷ.1 計画の推進に向けて

#### (1) 推進体制

本計画では、幼児期の保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進にあたっては、保育事業への住民の多様なニーズに応えていくため、必要な事業の量の確保、質の向上に努めます。

また、関係課、関係機関、団体、企業、地域等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

#### (2) 多様な主体の参画促進

本村では、少子化対策を強化することが重要な課題となっています。

したがって今後とも、地域や団体、企業等と連携を深めながら保育事業、地域子ども・子育て支援事業のみならず、さまざまな主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育て支援への参画を進めます。

#### (3) 情報提供・相談対応体制の充実

子どもの教育・子育てに係る相談や情報提供などをワンストップで総合的に行うため、相談窓口機能の強化を進めます。

また、保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識の定着と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、次世代育成、子ども・子育て支援に係る情報提供と啓発、この計画の実施状況の周知等を行い、広く住民の理解と協力を得ながら取り組みを進めます。

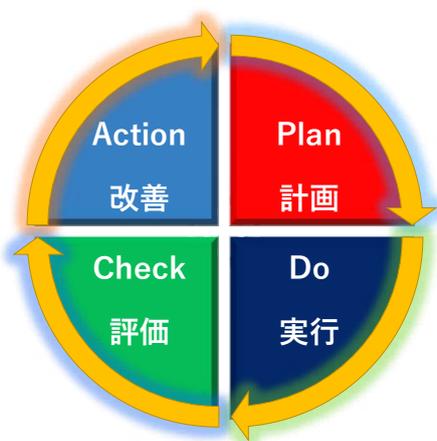
## Ⅷ. 2 計画の進行管理・点検

### (1) 計画の進行管理

本計画の施策の実施にあたっては、国や県をはじめとする関係機関との情報交換・連携を強化するとともに、各施策の実施状況を把握し、点検を行うとともに事業の優先度を調整し、今後の取り組みに生かしていきます。

本事業計画を、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクルによる推進体制が不可欠となります。

本村では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。



### (2) 計画の推進状況の公表

本計画の策定にあたっては、佐那河内村子ども・子育て会議による審議を行っており、各施策の推進状況に関して、継続的に意見をいただけるよう努めます。また、住民に対し、広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。